

気象庁長官 殿

国土交通大臣 大畠 章宏

平成23年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成23年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 気象庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。気象庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 気象庁が達成すべき目標

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、台風中心位置の72時間先の予報誤差（前5年の平均）を、平成22年の302kmから平成27年までに260kmにする。
- ・ 日本周辺で発生する津波による被害を軽減するため、地震発生後10分以内に津波が来襲することのある沿岸から100km以内で発生する地震に対して、地震発生から地震津波情報発表までに要する時間を平成23年度までに3分以内とする（値は前3年間の平均）。
- ・ 内海・内湾における沿岸防災、海運・漁業の安全を図るため、きめ細かい高潮・高波の予測を適用する海域を平成23年度までに7海域以上とする。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象等の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発および技術基盤の充実を計画的に推進する。

[具体的な目標]

- ・より高精度の防災気象情報等を発表するため、地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの2日後の予測誤差（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差、北半球を対象）を、平成27年末までに平成22年（実績値14.8m）に比べ約20%改善する（目標値12m）。